

介護保険のお知らせ

65歳以上で所得の低い人(住民税非課税世帯)の介護保険料が軽減されます

※所得段階が第1~3段階の人を対象に負担軽減を行います。
 詳細は7月15日(休)に発送する納入通知書でご確認ください。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	38,400円	23,040円
第2段階	57,600円	38,400円
第3段階	57,600円	53,760円



問 高齢者支援課 ☎53-8451

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれ、次に該当する場合は、申請により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の全部または一部の減免を受けることができます。

1. 減免対象(①②のどちらかに該当)

- ①新型コロナウイルス感染症で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人(世帯)
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入などが、前年と比較して30%以上減少すると見込まれる人(世帯)
- ※その他、所得要件があります。

2. 減免対象の保険税・保険料

令和3年4月から令和4年3月までの納期限のもの

3. 必要書類

- 申請書 ※申請書が必要な人は、担当課に問い合わせるか、市ホームページからダウンロードしてください。
 - 申請者の本人確認書類
 - 事業収入等の状況申告書
 - 主な生計維持者の収入状況が確認できる書類(給与明細、帳簿の写しなど)
- ※別途書類が必要となる場合がありますので、申請の際は事前にお問い合わせください。

4. 申請方法

必要書類を担当課に提出

※詳細は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

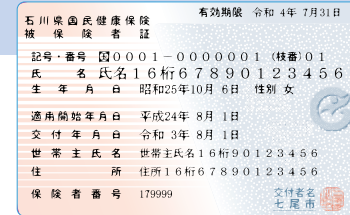
問 税務課 ☎53-8412 (国民健康保険税)
 保険課 ☎53-8988 (後期高齢者医療保険料)
 高齢者支援課 ☎53-8451 (介護保険料)

国民健康保険のお知らせ

8月1日から保険証(被保険者証)が藍色に変わります

7月下旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。
 8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口で提示してください。

問 保険課 ☎53-8420 (保険証)



イメージ

国の税制改正に伴い、国民健康保険税が次のように変わります

所得割を計算する際の基礎控除額が33万円から43万円に変わります

※合計所得金額が2,400万円を超える人は基礎控除額が通減・消失します。

賦課限度額が変わります

区分	賦課限度額
医療分	61万円→63万円
支援金分	19万円
介護分 (40歳から 64歳まで)	16万円→17万円

均等割、平等割が変わります

軽減割合	軽減判定所得 (この金額以下のとき、軽減が受けられます)
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の数-1) ×10万円
5割軽減	43万円+ { (給与所得者等の数-1) ×10万円 + (28.5万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数) }
2割軽減	43万円+ { (給与所得者等の数-1) ×10万円 + (52万円×被保険者と特定同一世帯所属者の数) }

※給与所得者等…一定の給与所得や公的年金等に係る所得がある人
 ※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人
 ※軽減を受けるには、所得の申告が必要な場合があります。

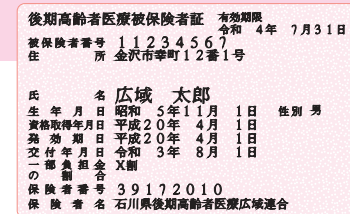
※詳細は7月15日(休)に発送する納税通知書でご確認ください。

問 税務課 ☎53-8412 (国民健康保険税)

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から保険証(被保険者証)が桜色に変わります

7月下旬に簡易書留で被保険者本人宛てに送付します。
 8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口で提示してください。



イメージ

保険料均等割軽減の見直しを行っています

法令上7割軽減対象者の保険料(均等割)は、これまで特例的に軽減割合を上乗せしてきましたが、表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っています。
 令和3年度は、令和2年度に均等割が7.75割軽減となっていた人が、7割軽減に変わります。

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の軽減判定所得の合計額)	令和3年度の見直し内容			
	本則	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
[平成30年度での8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割 7割 月平均額が 891円 ⇒ 1,188円
[平成30年度での9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円	7割	9割	8割	7割

※詳細は、保険証に同封するリーフレットや石川県後期高齢者医療広域連合ホームページでご確認ください。

石川県後期高齢者医療広域連合 検索

問 保険課 ☎53-8988